予防接種の実際

2012. 11. 6

わたなべ小児科医院 渡部礼二

予防接種の方法、期間、間隔

制度:薬事法(添付文章) - 医薬食品安全局-予防接種法~各種法律通達 -健康局-地方自治体の条例 判例

医学的側面

定期予防接種

予防接種法

第三条 市町村長は、一類疾病及び二類疾病のうち政令で定めるものについて、 当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、 保健所長〔特別区及び地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五 条第一項の規定に基づく政令で定める市(第九条において「保健所を設 置する市」という。)にあつては、都道府県知事とする。〕の指示を受け期 日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

予防接種法施行令

- 第四条 市町村長又は都道府県知事は、法第三条第一項又は第六条第一項若 しくは第二項の規定による予防接種を、当該市町村長又は都道府県知 事の要請に応じて予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師に より行うときは、当該予防接種を行う医師について、その氏名及び予防 接種を行う主たる場所を公告するものとする。ただし、専ら市町村長又 は都道府県知事が自ら設ける場所において実施する予防接種を行う医 師については、この限りでない。
 - → 市町村長や県知事との契約に基づき医療機関で接種 (医療機関は市町村長の代理)

定期予防接種

(BCG、ポリオ、DPT、DT、MR、麻疹、風疹、老人インフルエンザ)

医学的に問題がなくても、契約(法律・通達の条文)以外の状況での接種はできない。

任意予防接種

(ムンプス、PcV7,Hib、HRV1、HRV5、HpV2、HpV4、小児インフルエンザ HB・・・・及び任意接種としての定期接種ワクチン)

医学的に正しくても、厚労省の認可した添付文書及び通達以外の状況での接種はできない

市町村との契約に基づき助成があるワクチンでは、その契約以外の 状況では助成を受けた接種はできない。

健康被害救済(健康被害:死亡・入院のみ適用)

1. 予防接種法による「予防接種健康被害救済制度」

定期予防接種

ex 死亡一時金 4.280万円

2. 医薬品医療機器総合機構(PMDA)

任意予防接種 ex 死亡一時金

713万円

3. 全国(市長会)予防接種事故賠償補償保険

行政措置予防接種 ex 死亡一時金 4.280万円 (Hib,PcV,HpV)

小児定期接種の日米比較

1985(7)		日本							
1300(1)	2010(16)	1985(8)	2010(8)	2012(8)					
風しん ムンプテリア 破傷 百 ボ (OPV) 破 百 ポイン Hib HA	BV 痘 cV 膜炎菌 AV RV	麻しん (女児) ジ破傷 (aP) ボリオ (OPV) BCG 日本 25年間変わ	麻しん ジでで は は は い は は は は は は は は は は い は い は い	麻しん リフでは は い は い で は は は は は り は り は り と の と と と と と と と と と と と と と と と と と					

通常小児科外来で接種しているワクチン

Hib

インフルエンザ

PcV

ムンプス

(BCG)

水痘

DPT

HRV

IPV

HB

MR

HA

日本脳炎

DT

HpV

DPT-IPV

欧米では6種混合ワクチン(Infanrix hexa)へ DPT-Hib-HBV-IPV

記載

予防接種法施行規則

- 第四条 法第3条第1項 又は法第6条第1項 若しくは第3項 の規定による 予防接種を行つた者は、予防接種を受けた者に対して、予防接種済証を 交付するものとする。
- 2 前項の予防接種済証の様式は、次の各号に掲げる予防接種の種類に従い、 それぞれ当該各号に定める様式とする。
 - 一 法第3条第1項の規定によるジフテリア、百日せき又は破傷風の予防接種 様式第一
 - 二 法第3条第1項 の規定による急性灰白髄炎の予防接種 様式第2
 - 三 法第3条第1項 の規定による麻しん又は風しんの予防接種 様式第3
 - 四 法第3条第1項 の規定による日本脳炎の予防接種 様式第4
 - 五 法第3条第1項 の規定による結核の予防接種 様式第5
 - 六 法第3条第1項 の規定によるインフルエンザの予防接種 様式第6
 - 七 法第6条第1項 の規定による臨時の予防接種 様式第7
 - 八 法第6条第1項 の規定による臨時の予防接種 様式第8
- 3 母子保健法 (昭和四十年法律第百四十一号)第十六条第一項 の規定により交付された母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、前二項に規定する予防接種済証の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載するものとする。

様式第6 (第4条関係)

No インフルエ:	ン <u>ザ 予 防 接 種 済 証</u> 住 所
予防接種を行つた年月日 年 月 日	氏 名 年 月 日
7 4	都道府県 郡 市町村長氏名 即

備考 1 この様式は、日本工業規格A列4番とすること.

 全額小版で可
 住所 氏名

 年月日生 接種日年月日

 年月日 石川県金沢市泉本町5丁目5番地1 わたなべ小児科医院 渡部礼二

日本小児科学会が推奨する予防接種スケジュール 2012年4月20日版 日本小児科学会



						乳児	見期				幼児	期								学童期	
ワクチン	種類	2 カ 月	۱ /	ja į	4 か 月	5 か 月	6-8 か月	9-11 か月	12-15 か月	16-1 7 カ ・ 月	18-23 か月	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳		10 歳以上
インフルエンザ菌 b 型 (ヒブ)	不活化	Œ) (2)	3				4 (注 1)											
肺炎球菌(PCV7)	不活化	(I) (2)	3		4														
B 型肝炎 (HBV) (注 2)	不活化	(Ī) (2)			3		023						②③ (注3)						
ロタウイルス	生	(I		_	3		(注 4)														
三種混合(DPT)	不活化				2		3		④ (注6) (7.5 歳まで)												
BCG	生				1																
ポリオ	生						①			2				(7.5 歳	まで)				
麻しん、風しん (MR)	生									①					2	2)		③④ 中1、高3での接種(注7			
水痘	生								①		2	(注	8)								
おたふくかぜ	生								①						2(注 8)					
日本脳炎 (注9)	不活化								① ② ③ (7.5 歳まで)							④ 9~12 歳 (8-10 歳:①②③)					
インフルエンザ	不活化								毎年(10月、11月などに)①、②						毎年(10月、11月などに)①、②				13 歳より①		
二種混合(DT)	不活化																11~12 歳①				
ヒトパピローマ ウイルス(HPV)	不活化																			1)23)(注10)

接種可能な期間

接種可能な期間

科学会として推奨する期間

期間

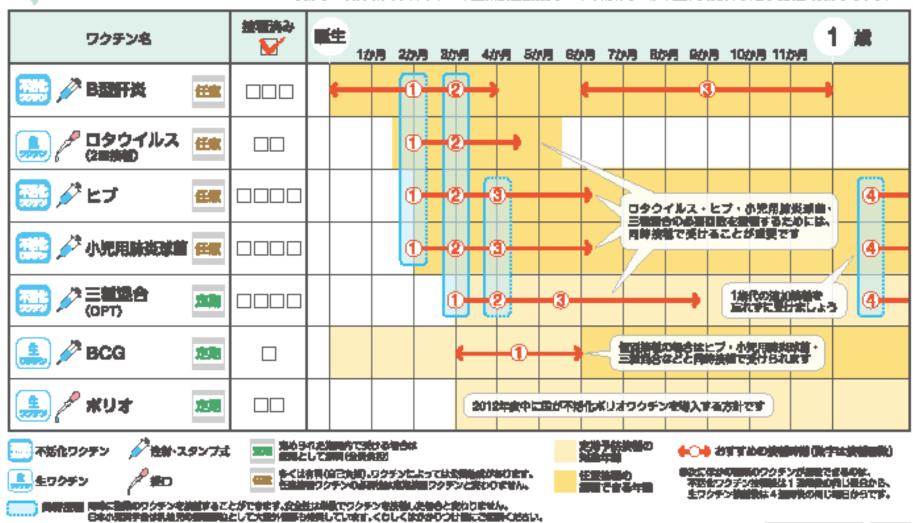
推奨期間

0歳の予防接着 スケジュール

■ロタウイルスワクテンはついて/2番技術ワクテンは2011年7月に発電。3番技術ワクデンは影響申請申し

ワクチンデビューは、生後2か月の誕生日

0 他の参与ゥルを VPO(ワクチンで能がる機能)から守るためには、生色 2 か月になったらで参るだけ早くワクチンを 受けることが大切です。ワクチンの機能、接着機能が多いので、かかりつけの健康と相談のうえ同時接着で受けましょう。



CONTRACT SPACE

押しい回転は http://enww.kuner-vpd.jp/ 「VPO

表 5 各国の乳児期定期予防接種延べ数一覧

封	也域	アフリカ	中南米	西欧/ 北米先進国	東欧	中近東/ 中央アジア	東/東南/ 南アジア	豪/大洋州	該当国数
	21	•							1
	20	•							2
	19								4
	18		00						6 8 27
	17			0000					8
	16	000000	000						27
到		000000		4					
乳児期の延べ接種回数	1000	000000		500000000000000000000000000000000000000					
期	15	000000	00000			0000			39
征		000000	00000			0000			
ベ	14	00000	000	00	•	0000		000	29
接	40					000			l .
悝	13	••	000000	00	00000	000	000		34
数	10		00000		00000				
	12	•••	••		0000	000	00000	••	17
	11	••			000	0000	00000		9
	10				000		•	0000	
	9	••		-				0000	6
	8 7			000					3
	6						♠ /□+\		0
	0						● (日本)		1

岡田純一:海外諸国の現状と渡航者への啓発、小児内科42:1903, 2010

注射の仕方

HRV:経口接種BCG:経皮接種

HpV: 筋注接種(HpV2,4:接種部位はアルコールで消毒する。

Hp2:上腕三角筋に接種

HpV4:なお、同一接種部位に反復して接種す

ることは避けること。)

他:皮下接種(全:通常、上腕外側とし、アルコールで消毒する。

PcV以外:なお、同一接種部位に反復して接種す

することは避けること。)

→ 交互に接種、接種側をカルテ、母子手帳に記載!

Cf 米国は不活化ワクチンは筋注、生ワクチンは皮下注

抗体産生能:皮内注>筋肉注>皮下注 アジュバント製剤は皮下投与すると局所反応が起きやすい

接種後接種部位を揉むか?揉まないか?

注射後は接種部位を清潔なアルコール綿で押さえる。接種直後に同部位を液が漏れ出ないように注意しながら数回揉む。・・・ [インフルエンザ予防接種ガイドライン2001年]

注射後は接種部位を清潔なアルコール綿で押さえる。同部位を液が漏れ出ないように注意しながら揉まずに血が止まる程度に押さえるだけで良く、揉む場合でも、数回にとどめる。 [インフルエンザ予防接種ガイドライン2011年]

揉む事

- ・組織のダメージ:急速に拡散、血管内に侵入 →局所反応やアナフィラキシーの発生頻度↑
- ・アジュバント(局所に停留させ、長期に作用)の効果↓



予防接種では接種後揉まない

同時接種

日本小児科学会の予防接種の同時接種に対する考え方

日本小児科学会

- 1) 有効性に関して、お互いのワクチンによる干渉はない。(例外:コレラ+黄熱ワクチン)
- 2) ワクチンの有害事象、副反応の頻度が上がることはない。
- 3) 接種できるワクチン(生ワクチンを含む)の本数に原則制限はない。

利点

- 1) 各ワクチンの接種率の向上する。
- 2) 子どもたちがワクチンで予防される疾患から早期に守られる。
- 3) 保護者の経済的、時間的負担が軽減される。
- 4) 医療者の時間的負担が軽減する。

以上より、日本小児科学会は、ワクチンの同時接種は、日本の子どもたちをワクチンで予防できる病気から守るために必要な医療行為であると考える。

留意点

- 1)複数のワクチンを1つのシリンジに混ぜて接種しない。
- 2) 皮下接種部位の候補場所として、上腕外側ならび大腿前外側があげられる(図参照)
- 3) 上腕ならびに大腿の同側に近い部位に接種する際、接種部位の局所反応が出た場合 に重ならないように、少なくとも2.5cm以上あける。

同時接種

米国

できるだけ多くの適応が あるワクチンを同時に接 種するよう心がける。

Standard for Child and Adolescent Immunization Practices.

National Vaccine Advisory Committee.

Pediatrics 2003:112;958-963

日本

- 二種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種(混合ワクチンを使用する場合を除く。)は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができること。

定期の予防接種の実施について 16 他の予防接種との関係 健発第0127005号 平成17年1月27日 厚生労働省健康局長

同時接種

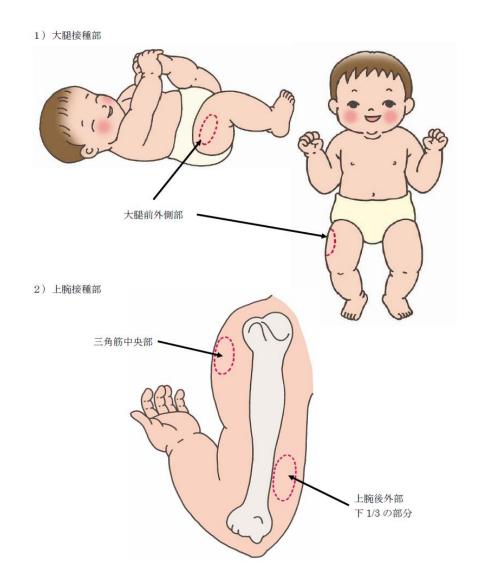
- Q2 3つのワクチンを同時に接種する場合はどのように接種したらよいか。
- A 上腕伸側(上腕後側)でおおよそ下3分の1の部位を第一とし、三角筋外側部でも接種することが可能です。左右の腕に分けて接種することも可能です
- Q5 一度に接種できる種類は、何種類になるのか。
- A 医師が必要と認めた場合に限り、同時接種も可能としております。

 同時接種可能な数についても、医師の判断となります。

全国都道府県担当者会議(20101209) (子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金) 質疑応答集 接種の実施

- 接種部位の間隔は特に定められていないが、少なくとも 1インチ(25mm)の間隔をあけ局所反応が重複しないよう にする。
- 2つ以上のワクチンを接種する場合、特にその1つがDTaP ワクチンの場合は、できるだけ他のワクチン接種部位とは離れた部位を選ばなければならない

Red Book 28th Edition, 2009



日本小児科学会HPより

大腿四頭筋短縮症問題は本当にクリアされたのか?

Table 7-4 Guidelines for Spacing of Live and Inactivated Antigens

Antigen combination	Recommended minimum interval between doses
Two or more inactivated*	Can be administered simultaneously or at any interval between doses
Inactivated and live	Can be administered simultaneously or at any interval between doses
Two or more live intranasal or injectable [†]	4-week minimum interval, if not administered simultaneously

^{*}The American Academy of Pediatrics suggests a 1-month interval between tetanus toxoid, reduced diphtheria toxoid, and reduced acellular pertussis vaccine and tetravalent meningococcal conjugate vaccine if these vaccines are not administered on the same day. 182

[†]Live oral vaccines (e.g., Ty21a typhoid vaccine and rotavirus vaccine) can be administered on the same day or at any interval before or after inactivated or live injectable vaccines.

Vaccines (S.Plotokin)

生ワクチンと不活化ワクチンの接種間隔

	推奨の接種最小間隔					
	米国	日本				
2種類以上の不活化ワクチン	なし	6日				
不活化ワクチンと生ワクチン	なし	6-27日				
2種類以上の生ワクチン	28日	27日				
経口生ワクチンと他のワクチン (生ポリオワクチン、ロタウイルスワクチン)	なし	27日				

Red Book 2009. 「定期の予防接種について」

同日接種

- Q4 DPTを集団接種で実施している場合、午前中にヒブ・小児用肺炎球菌を受け、午後にDPTを接種するというような同日接種は認められないのでしょうか。
- A この様なケースは同時接種には当たらないため、不活化ワクチンであるヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種後、6日以上後にDPTを接種するようにしてください。

全国都道府県担当者会議(20101209) (子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金) 質疑応答集 健康被害

予防接種前の診察

米国

・理学的所見は、日常診療においては重要な部分を占めているが、予防接種の前に要請してはいけない:患者をただ観察し、当日の健康状態、予防接種歴、禁忌事項を問診するだけで十分である。

Standard for Child and Adolescent Immunization Practices.

National Vaccine Advisory Committee.

Pediatrics 2003:112;958-963

日本

・・・・(定期の)予防接種を行うに 当たっては、当該予防接種を受 けようとするものについて、厚生 労働省令で定める方法により健 康状態を調べ・・

(予防接種法第7条)

・法第7条に規定する厚生労働省 令で定める方法は、問診、検温、 診察とする。

(予防接種実施規則第4条)

発熱時のワクチン接種

米国

日本

禁忌でない状況(適応があれば 接種可能)

・軽度の発熱を伴った急性疾患

Red Book 2009 Appendix IV

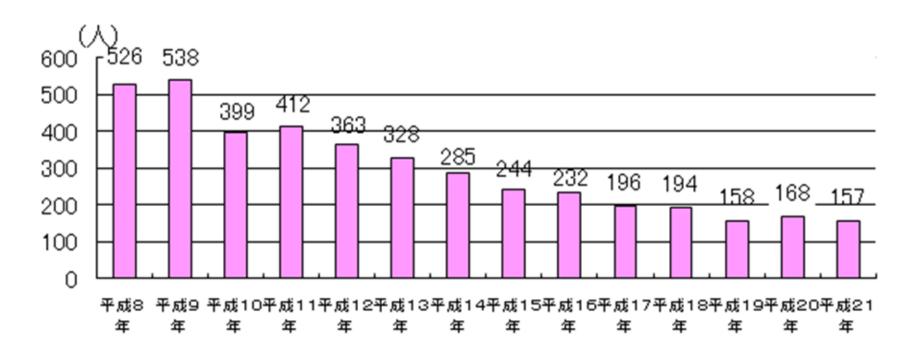
予防接種不適当者(実質禁忌)

・明らかな発熱をしている者

・明らかな発熱とは、通常37.5℃ 以上を指す。

予防接種ガイドライン2012年度版

乳幼児突然死症候群



●SIDSによる死亡者数の推移(平成9年~平成21年 人口動態統計)

健康被害救済(健康被害:死亡・入院のみ適用)

1. 予防接種法による「予防接種健康被害救済制度」

定期予防接種

ex 死亡一時金 4.280万円

2. 医薬品医療機器総合機構(PMDA)

任意予防接種 ex 死亡一時金

713万円

3. 全国(市長会)予防接種事故賠償補償保険

行政措置予防接種 ex 死亡一時金 4.280万円 (Hib,PcV,HpV)

	救済						
定期接種	予防接種健康被害 救済制度						
定期接種+任意接種	予防接種健康被害 救済制度	医薬品医療機器 総合機構					
任意接種		医薬品医療機器 総合機構					

保護者がいない場合

「定期の予防接種の実施について」の一部改正について

健発0520第6号 平成23年5月20日生労働省健康局長

10 予診並びに予防接種不適当者及び予防接種要注意者 (2)個別接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。 ただし、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種及び政令附則第 4項による日本脳炎の予防接種(13歳以上の者に接種する場合に限 る。)において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の 保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないも のとする。

また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適当者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答に関する本人への問診を通じ、診察等を実施したうえで、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適当要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。

なお、被接種者が既婚者である場合は、この限りではない。

保護者の同伴要件

個別接種、集団接種に当たっては、原則、保護者の同伴が必要である。 定期の予防接種には、原則、保護者の同伴が必要とするが、保護者が特 段の理由で同伴することができない場合、被接種者の健康状態を普段よ り熟知する親族等で適切な者が接種対象者に同伴することは差し支えな い。この場合、接種の際には、予診票に加え、該当同伴者の同意をもって 保護者の同意とする旨の委任状の提出を併せて求める。

ただし、次の者は保護者の同意を要しない。

① 麻しん及び風しんの3期、4期の予防接種及び政令附則第4項による 日本脳炎の予防接種(13歳以上の者に接種する場合に限る。)におい ては、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者 自署欄にて確認できた者。

また、接種に当たっては・・・・

委任状

わたなベ小児科医院 宛

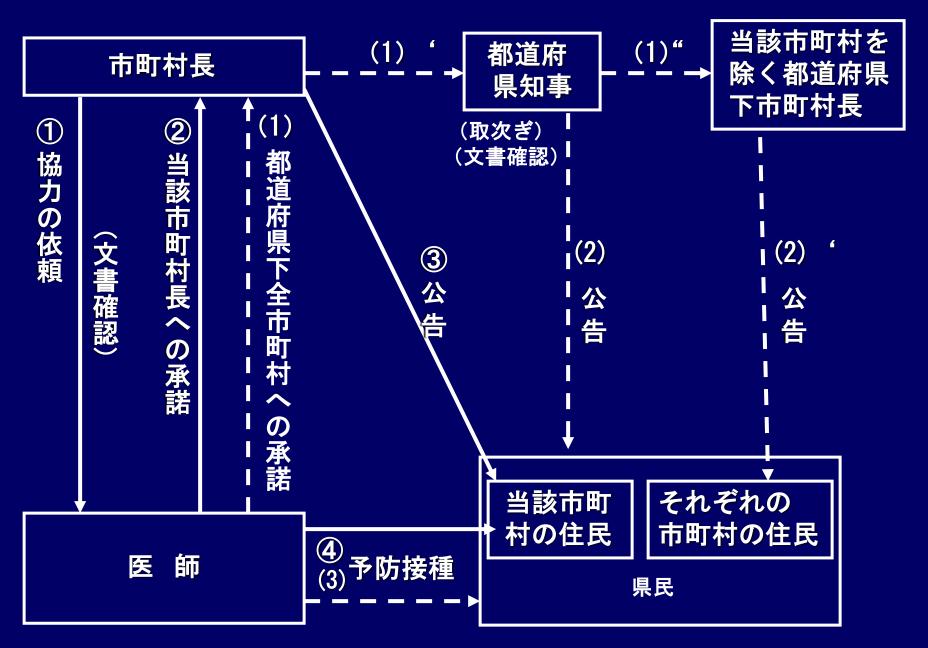
今回の予防接種を受けるにあたり、私(保護者)が特段 の理由により同伴できないため、被接種者の健康状態を 熟知している代理人(同伴者)に委任します。

また、代理人が接種する際に医師の診察・説明を受け、 予防接種の効果や副反応などについて理解したうえで、 接種に同意する権限を委任します。

平成 年 月 日 被接種者(お子さん)

氏名 .		
委任者(保	護者名)自署	
氏名		
住所		
電話		
代理人(同	伴者)自署	
氏名		
住所		

域外接種



昭和51年9月14日衛発第725号厚生省公衆衛生局長通知「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律等の施行について」 平成6年8月25日健医発第961号厚生省保健医療局長通知「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律等の施行について」

予防接種の市町村との契約

予防接種: 医師は郡市医師会を通じて市町村と契約

病院勤務医師は病院を通じて市町村と契約

(医療機関と市町村の契約ではない)

予防接種広域化:定期接種に適応。任意接種に適応されない。

金沢市は2類(老人インフルエンザ)に関し契約していない。

任意接種(助成金等): 医師個人と他市町村と契約が必要

年齢の規定

通達と添付文書と実際の乖離がある!

民法140条【期間の起算点】

期間ヲ定ムルニ日、週、月又ハ年を以テシタルトキハ期間ノ初日ハ 之ヲ算入セス但ソノ期間カ午前零時ヨリ初マルトキハ此限リニ在ラス 民法143条【暦による計算】

- ① 期間ヲ定ムルニ週、月又ハ年ヲ以テシタルトキハ暦ニ従ヒテ之を 算ス
- ② 週、月、又ハ年ノ始ヨリ期間ヲ起算セサルトキハ其期間ハ最後ノ 週、月又ハ年ニ於テ其起算日ニ応当スル日の前日を以テ満了ス但月、 又ハ年ヲ以テ期間ヲ定メタル場合ニ於テ最後ノ月ニ応当日ナキトキ ハ其月ノ末日ヲ以テ満期日トス

cf・学校教育法第22条【就学させる義務】

① 保護者(子女に対して…)は、子女の満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初から、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、小学校又は……に就学させる義務を負う。

誕生日が8月8日とすると

予防接種施行令 生後12月から生後90月に至るまでの間にある者

8月7日(1歳の誕生日の前日)~2月6日(7歳半の誕生の日の前々日)

9歳以上13歳未満の者

8月7日(9歳の誕生の日の前日)~2月6日(13歳の誕生日の前々日)

生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 8月7日(1歳の誕生日の前日)~8月6日(2歳の誕生日の前々日)

五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の 一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの 年長児の学年の4月1日~3月31日

予防接種実施規則

- 3週間から8週間までの間隔をおいて(旧) 3週後(同曜日の次の日)から8週後まで→3週後同曜日ダメ
- → 20日から56日までの間隔をおいて(現在) 3週後(同曜日)から8週後

注! DPT添付文書(昔も今も) 通常、1回0.5mlずつ3回いずれも3~8週間の間隔で 添付文書の範疇内に通達があるべきなのに逆!

第一期予防接種の初回接種終了後おおむね 一年を経過した時期に

(注) 「おおむね一年後」とは「11~13ヵ月後」と解する。 - 予防接種ガイドライン -

接種後の待機

アナフィラキシーショックは通常30分以内に起こることが多いので、この間接種施設で接種を受けた者の状況を観察するか、又は被接種者が直ちに医師と連絡をとれるようにしておくことが望ましい。 予防接種ガイドライン

子宮頸がん予防ワクチンの接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるので、失神による転倒等を防止するため、注射後の移動の際には、保護者又は医療従事者が付き添うようにし、接種後30分程度体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察することが望ましい。

「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」の一部改正について」 平成24年2月8日

表 1 HPVワクチンの副反応報告数(単位:例(人))^{2,3)}

	接種可能 のべ人数 (回分)	製造販売業者からの 報告 ^{注2}	医療機関からの報告	
		報告数 (死亡報告数) 全報告数		
		報告頻度	報告頻度	うち重篤注3 (死亡報告)
2価HPVワクチン ^{注4}	6 228 700	597 (0)	869	75 (1 26)
H21.12発売	6,338,709	0.009% (0%)	0.013%	0.001% (0.00001%)
4価HPVワクチン ^{注5}	530,826	19 (0)	69	7 (0)
H23.8発売		0.004% (0%)	0.013%	0.0013% (0%)

表2 失神関連症例の国内発現状況4)

	失神関連症例 (10万接種 あたりの発生数)	うち、意識消失のあった 症例 (10万接種あたりの 発生数)	うち, 二次被害を発現し た症例 (割合)
2 価HPVワクチン H21.12発売	683例(10.78例)	476例(7.51例)	38例(10%) 24.7
4 価HPVワクチン H23.8発売	129例(24.3例)	91例(17.1例)	13例(14%)

¹²²製造販売業者からの副反応報告は、薬事法第77条の4の2に基づき「重篤」と判断された症例について報告されたものである。なお、製造販売業者からの報告には、医療機関から報告された症例と重複している症例が含まれている可能性がある。また、その後の調査等によって、報告対象でないことが確認され、報告が取り下げられた症例が含まれる可能性がある。

^{#3}「重篤」とは、死亡、障害、それらに繋がるおそれのあるもの、入院相当以上のものが報告対象とされているが、必ずしも重 篤でないものも「重篤」として報告されるケースがある。

¹⁴ 2 価HPVワクチンの製造販売業者からの報告は、販売開始~平成24年3月31日までの報告分、医療機関からの報告は、平成22年11月26日~平成24年3月31日までの報告分である。

²¹⁵ 4 価HPVワクチンの製造販売業者からの報告は、販売開始~平成24年3月31日までの報告分、医療機関からの報告は、平成23年9月20日~平成24年3月31日までの報告分である。

^{#6}専門家の評価の結果,ワクチン接種との直接的な明確な因果関係は認められないとされた。

²⁷接種後30分までに意識消失が発現した症例数

ワクチンの有効期間と保管

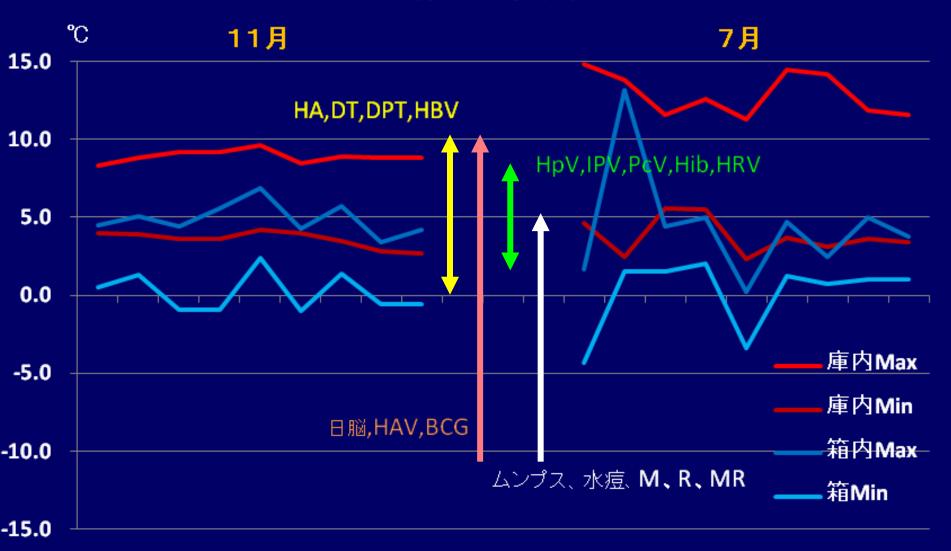
	ワクチン	貯法	有効期間
不活化ワクチン	インフルエンザHA	遮光し凍結を避けて10℃以下	0.5年•1年
	DT-DPT	"	2年
	HBV	"	2年
	HpV2	遮光し凍結を避けて2~8℃	3年
	HpV4	<i>"</i>	製造日から3年
	IPV	"	製造日から3年
	PcV7	凍結を避けて2~8℃	製造日から2年
	Hib	遮光して2~8℃	製造日から3年
	日本脳炎V	遮光して10℃以下	製造日から2年
	HAV	<i>''</i>	3年
	ムンプスV	遮光して5℃以下	1年•1.5年
	水痘∨・風しん∨	<i>"</i>	2年
生ワクチン	麻しん∨	<i>''</i>	1年
	MR	<i>''</i>	1年・製造日から1.5年
	HRV1	遮光し凍結を避けて2~8℃	3年
	HRV5	<i>''</i>	製造日から2年
	BCG	10℃以下	2年

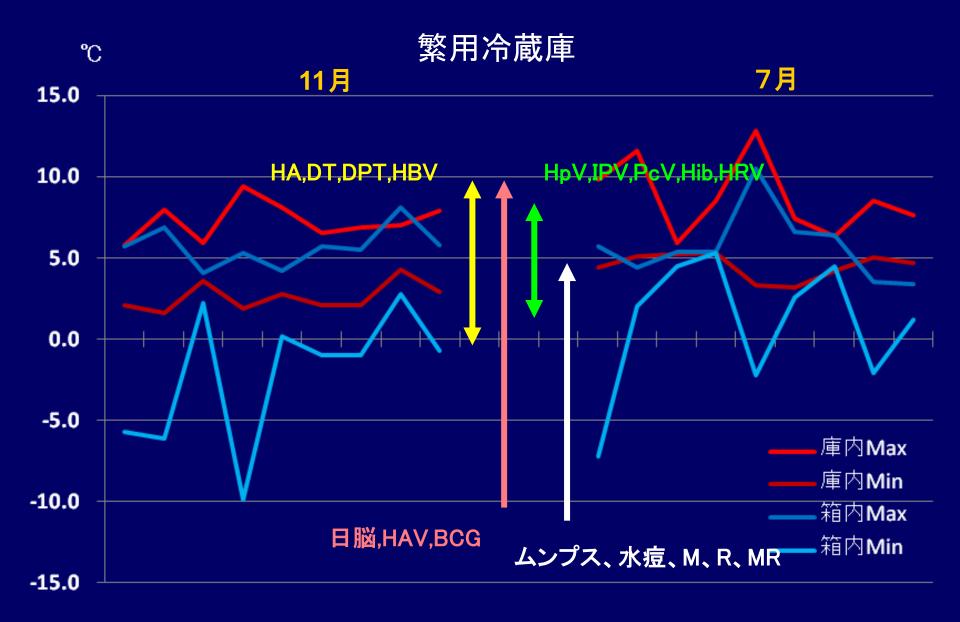




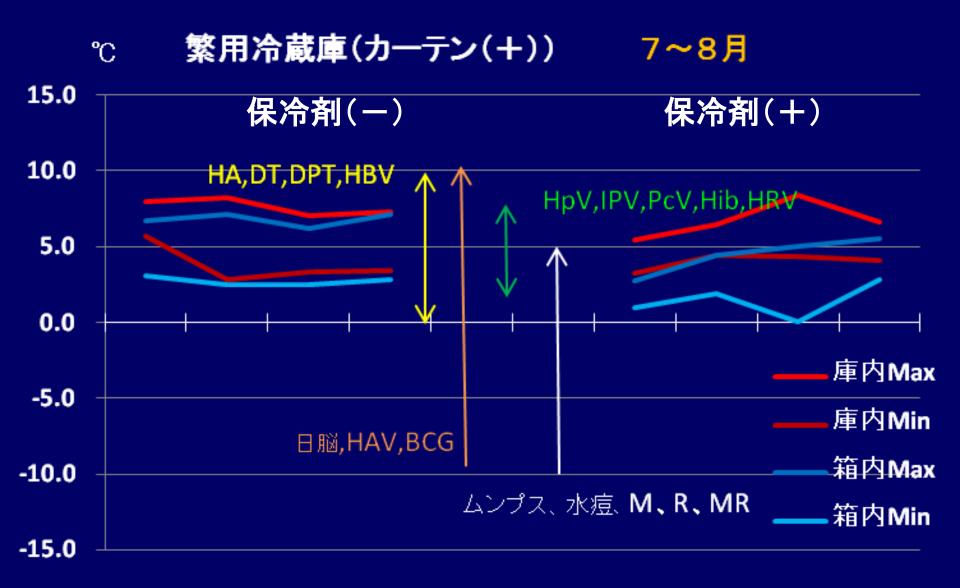


保存用冷蔵庫

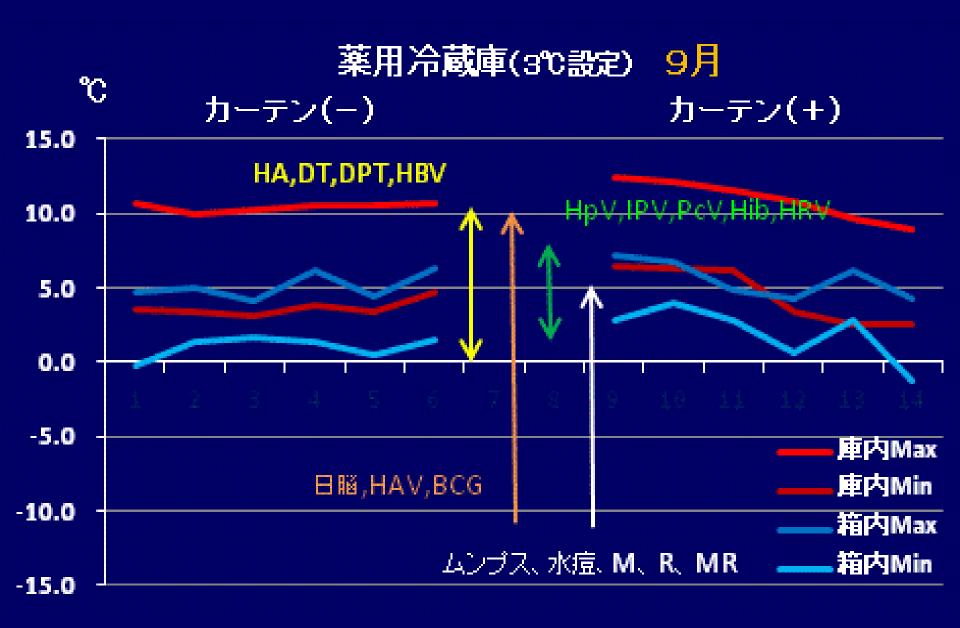


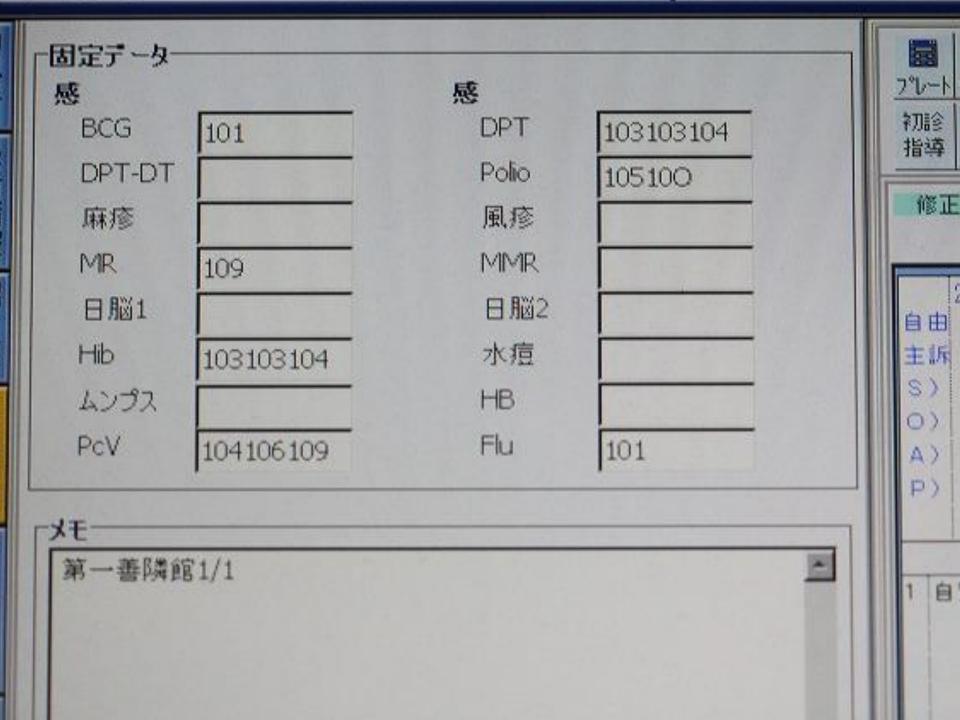












【今後の予防接種の予定】

各々の予防接種の間隔等は通達で決められています。 複数のワクチンの同時接種も可能です。

次回接種予定日

[]Hib(4)	. ~ .	迄	
[]肺炎球菌(4)	. ~ .	迄	
[]ロタウイルス(1価:2、5価:	3)※		
	. ~ .	迄	
[]不活化ポリオ(4)	. ~	. 迄	
[]四種混合(4)	. ~	. 迄	
[]三種混合(4)	. ~	. 迄	
[]二種混合(1)	. ~	. 迄	
[]麻疹・風疹(2)※	. ~	. 迄	
[]ムンプス(2)※	. ~	. 迄()
[]水痘(2)※	. ~	. 迄	
[]日本脳炎(4)	. ~	. 迄()
[]インフルエンザ(≦12歳:2/	年、≧13歳:1	-2/年)	
	. ~	. 迄	
[]子宮頸がん∨(3)	. ~	. 迄	
[]HB(3)	. ~	. 迄	
	1. > M. = = ==	· ** - /	

BCG()の接種4週後(同曜日)から他の予防接種可

※:他の予防接種は4週後接種可(同曜日可)

無印は1週後接種可

(): 内の数字は最終標準接種回数

[△]:未接種ワクチン

[〇]: 年齢的に現在接種中/接種可能ワクチン



5 予診票の紙色について (定期の予防接種)

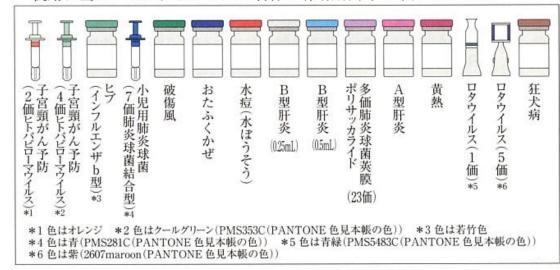
予診票の紙色については、使用するワクチンの間違いを防止するためワクチンのバイアルキャップ、ラベルの色と統一することが望ましい。

なお、色のサンプルについては、紀州の色上質紙(薄口)を参照されたい。



参考 任意接種については、製品のバイアルキャップ、シリンジ、チューブ、 ラベルの色はおおよそ次のようになっているが、色は実際の色と多少異なる ことがある。

使用に当たっては、ワクチンの名称と有効期間等を確認されたい。



予防接種ガイドライン

定期接種

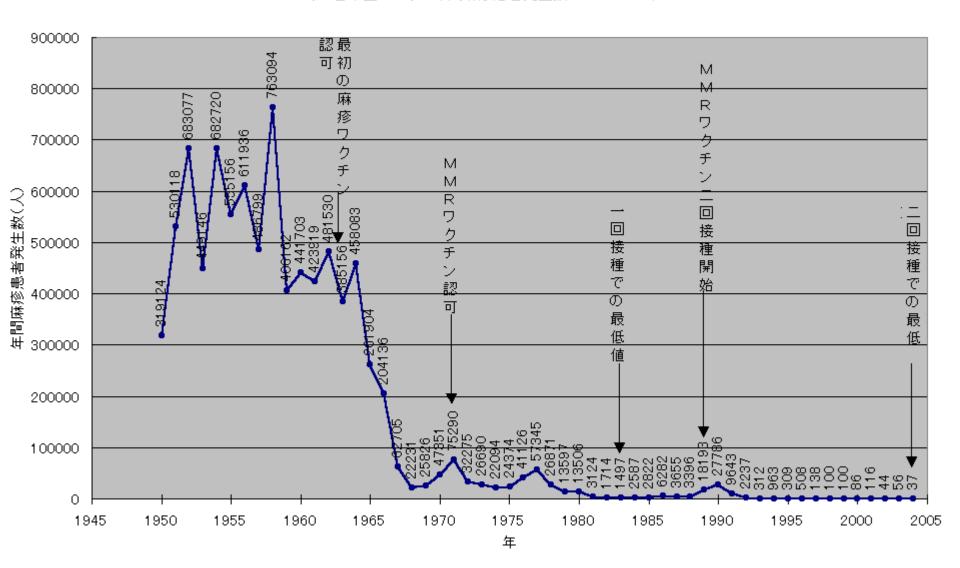
麻しん風しん混合ワクチン(MR)

「予防接種法施行令附則」

- 一 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 1歳児(1歳の誕生日の前日~2歳の誕生日の前々日)金沢市は2歳の誕生日の前日可(行政措置)
- 二 5歳以上7歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の 日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの 年長児(4月1日~3月31日)
- 三 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 中学1年生(4月1日~3月31日)
 - 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間!
- 四 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 高校3年生(4月1日~3月31日)
 - 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間!

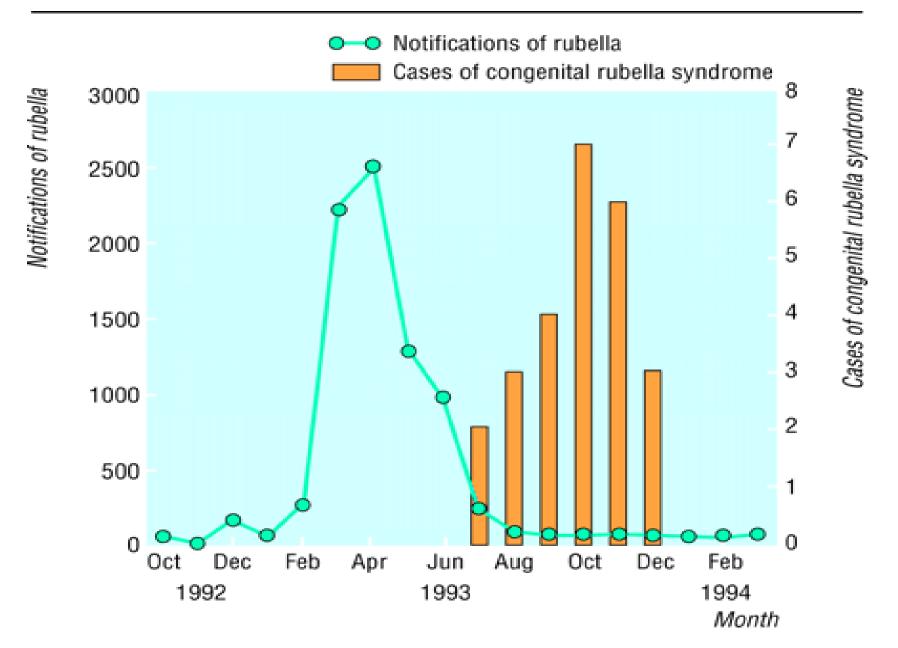


アメリカ合衆国における年間麻疹患者発生数(1950-2004年)



楼汽市街上和

1993年のギリシアにおける風疹の流行とそれに続く先天性風疹症候群発生数

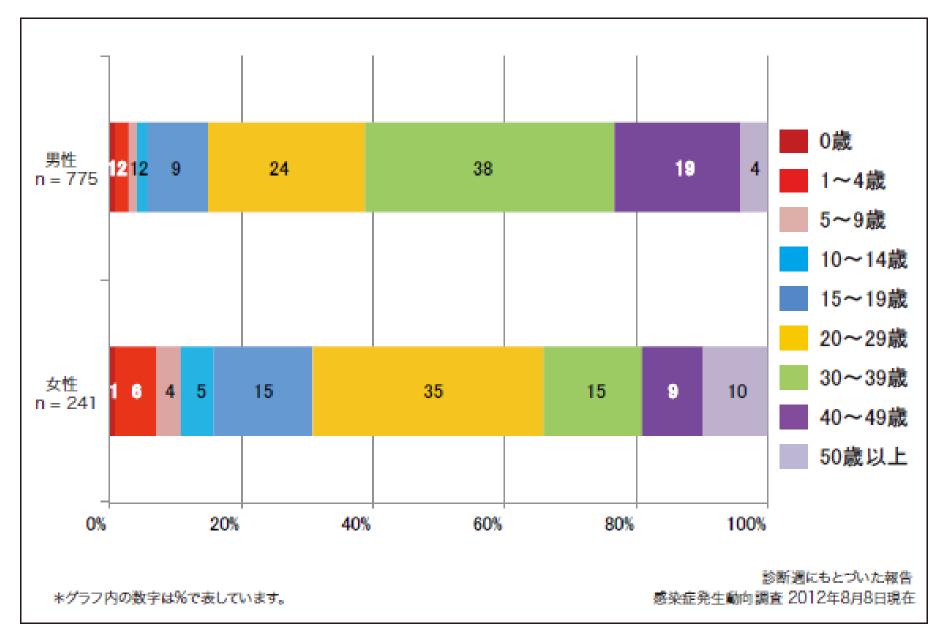


Panagiotopoulos et al. BMJ 1999;319:1462-6

かが団の国体の田山

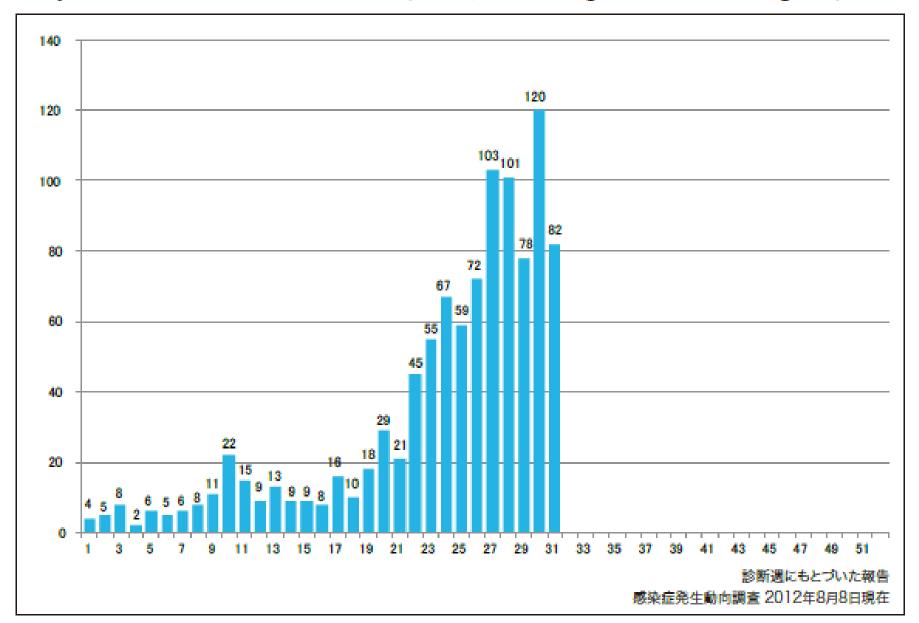
年齢群別風しん累積報告数割合(男女別) 2012年第1~31週(n=1016)

Percentage of cumulative rubella cases (upper: male, bottom: female) by age group from week 1 to week 31, 2012 (as of August 8, 2012).



2. 週別風しん報告数 2012年第1~31週 (n=1016)

Weekly rubella cases from week 1 to week 31, 2012 (based on diagnosed week as of August 8, 2012).





大お願い大

妊娠中に風疹の抗体(一)が判明した場合 分娩後早々にワクチン接種を!

> 次子(個人免疫)の為にも 社会免疫の為にも

DPT(DT)ワクチン I 期

DPT=DTaP(1981~) a:acelluiar

「予防接種法施行令」 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 生後3ヶ月(3ヶ月の誕生の日の前日)~7歳半の誕生の日の前々日) 金沢市は7歳半の誕生の日の前日可(行政措置)

「定期の予防接種の実施について」 生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間 「予防接種実施規則」

第一期の予防接種の初回接種

DPT: 20日から56日までの間隔をおいて3回皮下に注射

or DT:20日から56日までの間隔をおいて2回皮下に注射

3週後(同曜日可)から8週の間隔で皮下接種

DPTの接種券では接種不可(接種券はDPTの接種券と交換)

通常、1回0.5mlずつ3回いずれも3~8週間の間隔で[添付文書]

追加接種は、初回接種終了後12月以上の18ヶ月までを標準的接種期間として 1回おこなうこと

DTワクチン(Ⅱ期)

「予防接種法施行令」

11歳以上13歳未満の者

11歳以上(11歳の誕生日の前日)~13歳の誕生日の前々日)

「定期の予防接種の実施について」

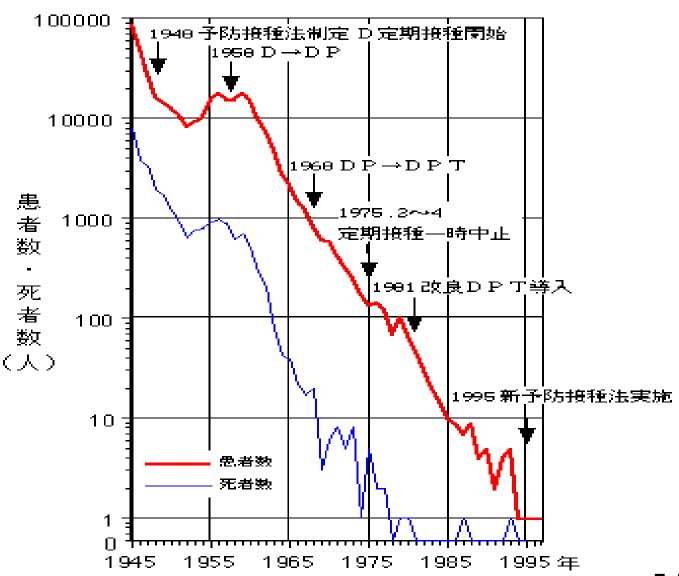
11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間

「予防接種実施規則」

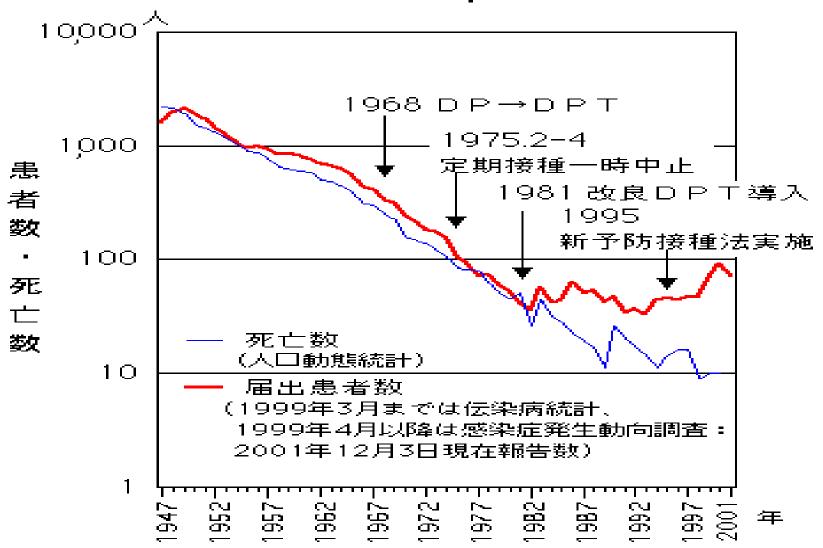
第十一条 接種量は、0.1ミリリットルとする。

成人の百日咳の増加傾向→乳幼児へ感染 米国ではTdaPを11~12才(~18y)で接種 d:減量D 日本ではDPT(DTaP)を0.2mlで代用可(任意接種)

. ジフテリア届出患者数および死者数の推移,1945〜1997年 (厚生省伝染病統計・人口動態統計)



破傷風届出患者数と死亡数の推移。 1947~2001年



IASR 23:1

保存剤としてのチメロサール(水銀化合物)

1999 米国医学協議会(IOM)、米国小児科学会(AAP) 米国衆衛生サービス(PHS)、 欧州医薬品審査庁(EMEA)の許可医薬品委員会(CPMP) 2000 世界保健機関(WHO)

"ワクチンにできるだけチメロサールを 添加しないよう勧告"

チメロサールフリーのバイアルワクチン:

残液がある場合でもすみやかに残液は処分すること。

or

一度針をさしたものは、当日中に使用する。

日本脳炎ワクチン

「予防接種実施規則」 3歳未満の者にあつては0.25mlとする。 3歳以上は0.5ml

I期予防接種

「予防接種法施行令」

生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者 生後6ヶ月(6ヶ月の誕生の日の前日)~7歳半の誕生の日の前々日) 金沢市は7歳半の誕生の日の前日可(行政措置)

初回接種

「定期の予防接種の実施について」

初回接種:3歳に達した時から4歳に達するまでの期間を標準的な接種期間 「予防接種実施規則」

6日から28日までの間隔をおいて2回皮下に注射する

1週後(同曜日可)から4週の間隔をおいて接種

通常、0.5mLずつを2回、1~4週間の間隔で[添付文書]

初回追加接種(I期)

「定期の予防接種の実施について」

追加接種:4歳に達した時から5歳に達するまでの期間を標準的な接種期間追加接種は、初回接種終了後おおむね一年を経過した時期に皮下に注射「おおむね1年後」とは「11~13カ月後」と解する。

「予防接種ガイドライン」

Ⅱ期予防接種

「予防接種法施行令」

9歳以上十三歳未満の者

9歳以上(9歳の誕生日の前日)~13歳の誕生日の前々日)

「定期の予防接種の実施について」

9歳に達した時から10歳に達するまでの期間を標準的な接種期間

平成17年の積極的勧奨の差し控えによる未接種者への積極的勧奨 「予防接種実施規則」(日本脳炎の予防接種に係る特例)

接種対象者:平成7年6月1日~平成19年4月1日生

金沢市は平成7年4月2日~平成7年5月31日生追加(行政措置)

現在:年長児~高校2年生

20歳未満にある者 「定期(一類疾病)の予防接種実施要領」 20歳の誕生日の前々日まで

接種券は福祉健康センターで発行



母子手帳の予防接種欄を見て指導必要!



今も怖い日本脳炎 豚や鳥のウイルスが蚊で感染







数や週刊等の 分ののライルスが コカタアカイエカを 職体比で人に Seto



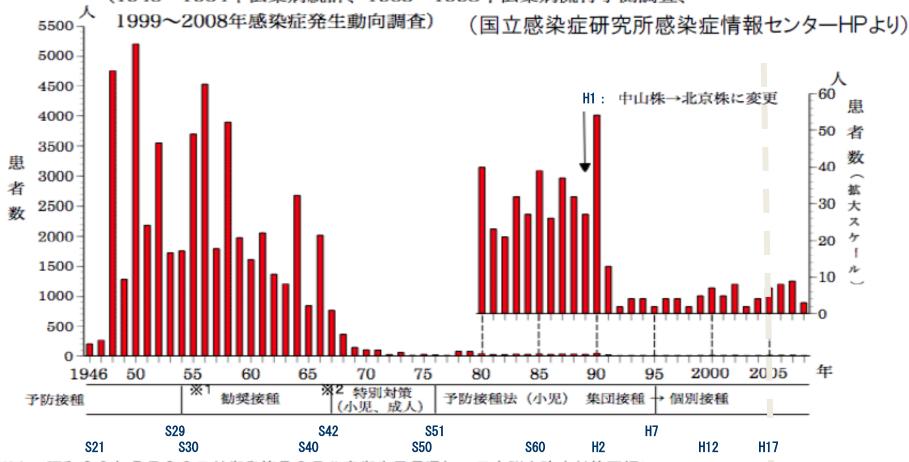
新ワクチン、5月中にも流

平成21.6 アクタス

日本脳炎患者数

日本脳炎患者発生状況の推移, S21~H20

(1946~1964年伝染病統計、1965~1998年伝染病流行予測調査、



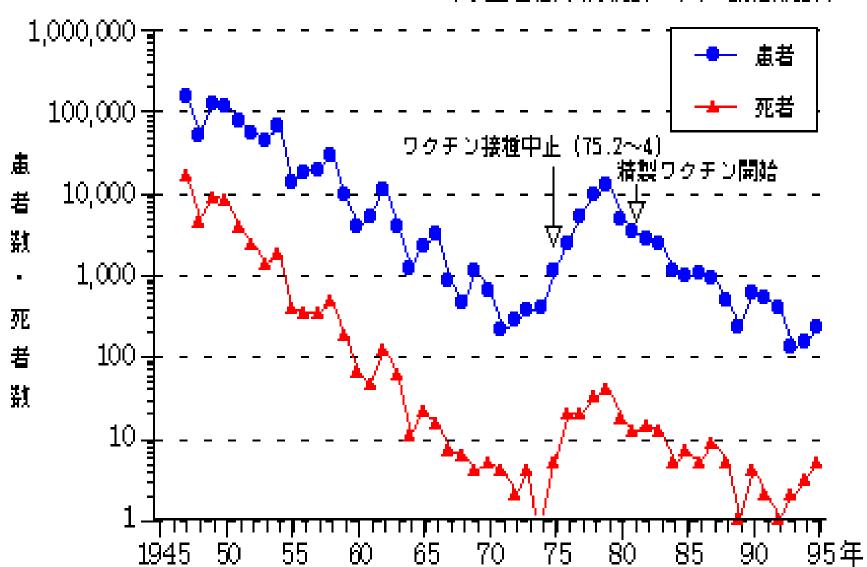
※1:昭和29年5月26日付衛発第73号公衆衛生局長通知:日本脳炎防疫対策要綱について

昭和30年6月16日付衛発372号公衆衛生局長通知:日本脳炎防疫対策要綱の補遺について

昭和32年7月18日付衛発592号公衆衛生局長通知:日本脳炎の予防対策について

※2:昭和42年5月23日付衛発第360号公衆衛生局長通知:昭和42年度における日本脳炎等予防特別対策についる

百日咳届出患者数及び死者数の推移,1947~1995年 (厚生省伝染病統計・人口動態統計)



IASR 18

不活化ポリオワクチン「予防接種実施要領」

生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 生後3ヶ月(3ヶ月の誕生の日の前日)~7歳半の誕生の日の前々日)

初回接種

生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間 20日から56日までの間隔をおいて3回皮下に注射「予防接種

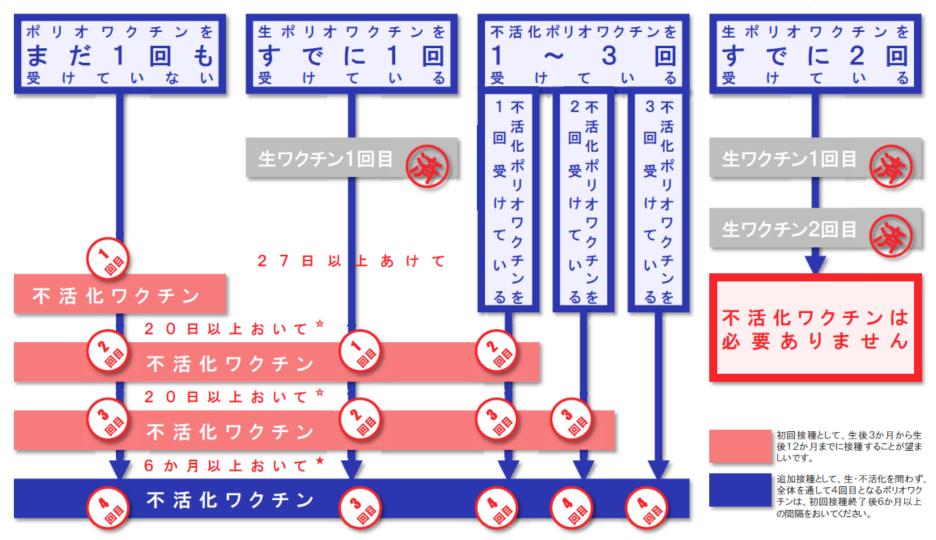
- 3週後(同曜日可)から8週の間隔で皮下接種
- 3週間以上の間隔をおいて3回[添付文書]

追加接種

初回接種終了後6月以上の間隔をおいて(標準として初回免疫終了後 12ヶ月から18ヶ月までの間に)1回、接種する。

どうすればいいの?ポリオワクチン

単 独 の 不 活 化 ポリオ ワクチン 導 入 (平 成 2 4 年 9 月 1 日 予 定) か ら、4 種 混 合 ワクチン 導 入 ま で の 接 種 ス テップ



☆20日以上おいて(20日から56日までの間隔をおくことが望ましいです) ★6か月以上おいて(12か月から18か月の間隔をおくことが望ましいです) ※平成24年9月1日の導入時点では4回目の追加接種は定期接種対象外です(現在国内臨床試験を実施中のため、データが整い次第導入予定)

DPT-IPV

ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用し、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日から56日までの間隔を置いて3回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

H24.10..23 予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行等について 参考: 定期(一類疾病)の予防接種実施要領

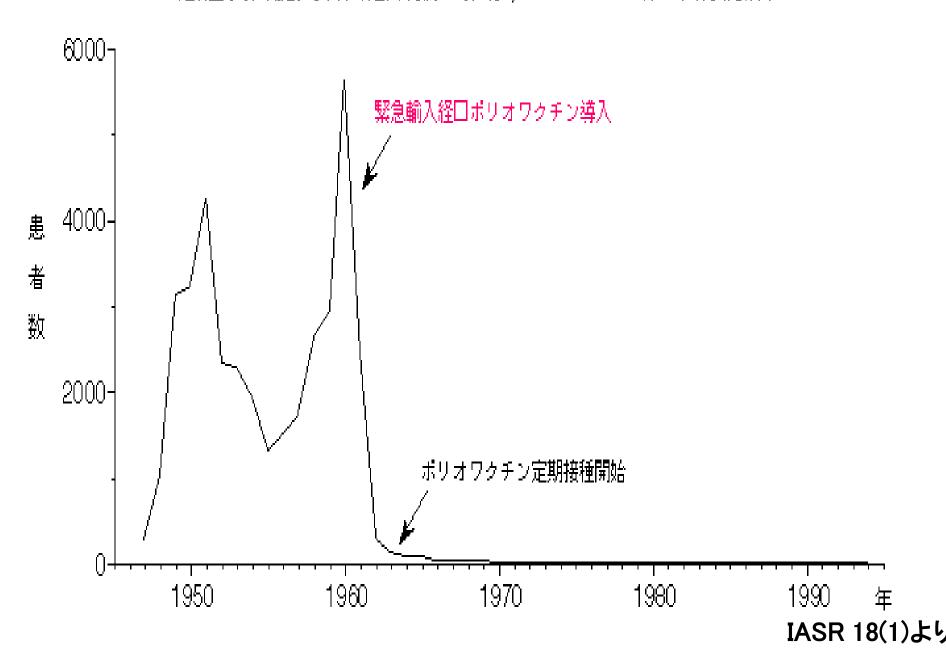
通常、生後3か月から90か月までの間にある者に行うが、初回免疫については、標準として生後3か月から12か月までの者に3~8週間の間隔で3回、追加免疫については、初回免疫後6か月以上の間隔をおいて(標準として初回免疫後12か月から18か月までの間に)1回、接種する。 添付文書

われ一粒の麦なれど(東宝)



障害二十万の人のためばかりの本ではない。ぜ

急性灰白髄炎届出患者数の推移,1947-1994(伝染病統計)



インフルエンザHAワクチン 卵アレルギー禁!

「予防接種法施行令」

65歳以上、60歳以上(65歳未満)で身障者1級相当の人 定期接種第二類、金沢市は広域化の手続きをしていない。?

接種量、回数、間隔[添付文書]

6か月以上3歳未満:0.25mlを2~4週の間隔で2回皮下接種

3歳以上13歳未満: 0.5mlを2~4週の間隔で2回皮下接種

13歳以上: 0.5mlを1回あるいは1~4週の間隔で2回皮下接種

ワクチンの選択枝

現在 0.25mlのチメロサールフリーVが用意されていない!

シリンジタイプ 保存剤にチメロサールバイアルタイプ チメロサールフリー

助成(金沢市)

予防接種法施行令対象者:自己負担額¥1,200、

但し生保及び低所得者は負担金(一)

1歳以上~7歳未満(1歳誕生日の前日~7歳誕生日の前々):

千円:償還払い助成(1回のみ、ムンプス、水痘と併用不可)/年、

" (")生保:全額(接種券で2回とも)

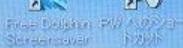






Selected of







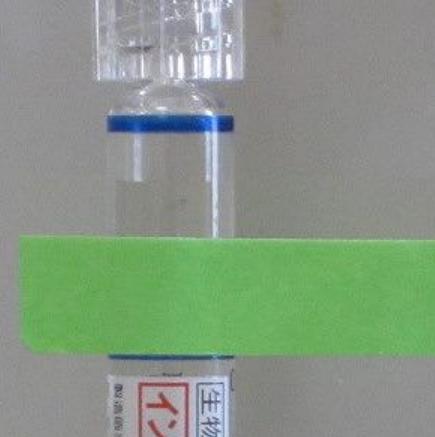
Specialo 機能 XPV/Val





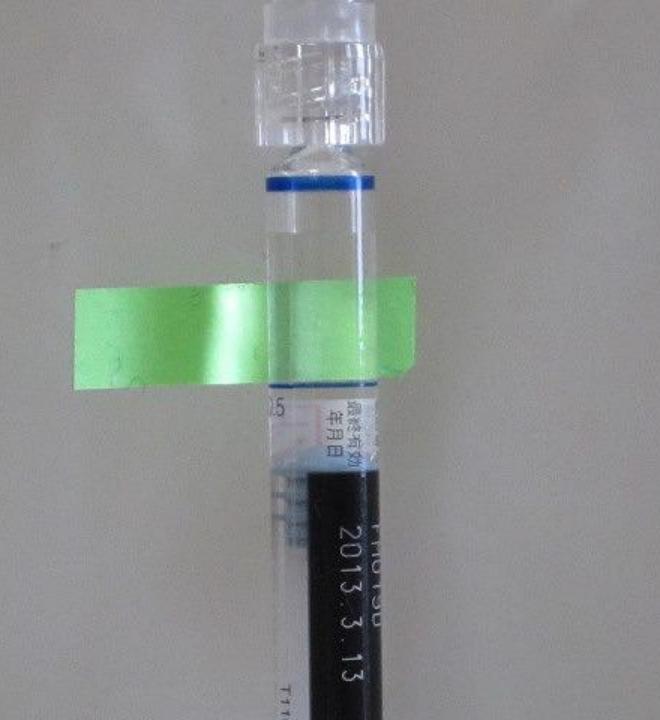


医療機関出

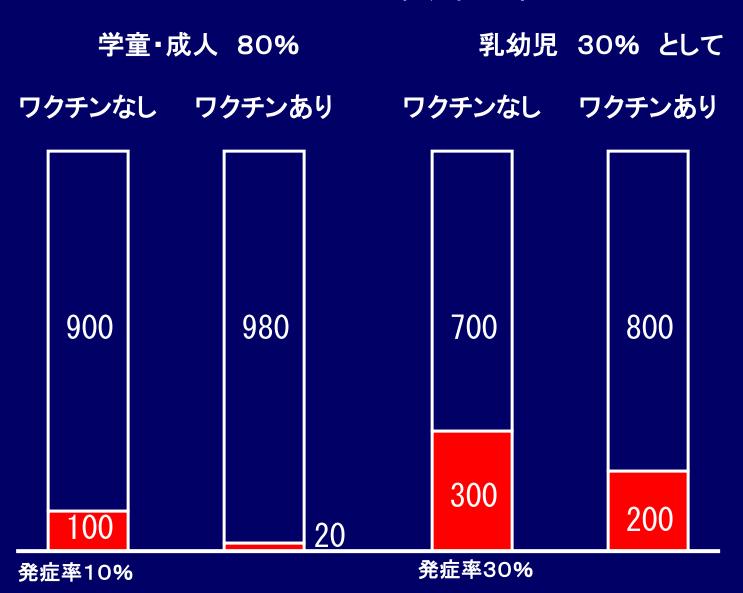


生物劇 要処方 日局 0.5 インフルエンザHAワクラ

はおおおくまららは三一級面は 当年の常の



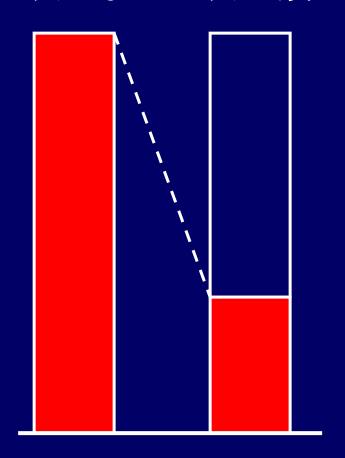
インフルエンザ発症阻止率



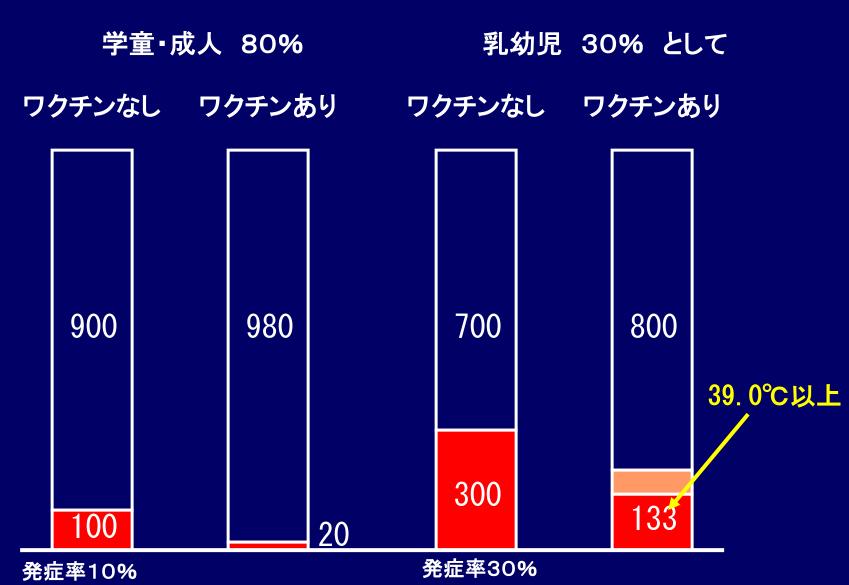
ワクチンなし ワクチンあり

乳幼児におけるワクチンによる 39°C以上の発熱抑止率

1~6歳 33%



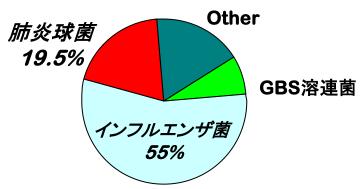
インフルエンザ発症阻止率



任意接種

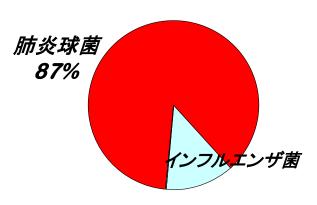
小児の細菌性感染症

細菌性髄膜炎(<15歳)



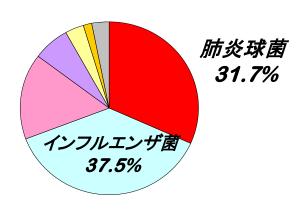
砂川他. 感染症誌2008; 82(3): 187-197

菌血症(=<3歳)



西村他. 日児誌2005; 109(5): 623-629

細菌性中耳炎(<6歳)



神谷, 他. 感染症誌 2007; 81: 59-66

罹患率など1-3

- 肺炎球菌性髄膜炎:2.9人/10万人
- 肺炎球菌非髄膜炎: 9.8人/10万人
- 入院市中肺炎:1000名あたり19.8人
- 中耳炎: 3歳までに83%が1回は罹患
 - 1.神谷齊. ワクチンの有用性向上のためのエビデンス及び方策に関する研究. 平成19年度統括・分担報告書
 - 2. 荻田他. 感染症誌2008; 82: 624-627
 - 3. Teele DWT et al. J Infect Dis 1989; 160: 83-94

外来小児リーフレット資料(西村氏)

Hibワクチン(行政措置) Hib: Hemophylus influenzae TypeB

初回免疫 4週間から8週間(3週間から接種可)の間隔で皮下に0.5ml接種

・・・・・医師が必要と認めた場合には3週間の間隔で・・・・

追加免疫 初回免疫の2(3)回の接種後概ね1年の間隔で1回皮下に接種 11ヶ月~13ヶ月後「予防接種のガイドライン」

(追加は12 か月から接種することで適切な免疫が早期にえられる(日本小児科学会)) (60日以上の間隔で1歳以上が高抗体価維持)

2か月齢以上7か月齢未満:初回免疫として3回接種・・・・標準的な接種

(誕生の日の前日~7か月の誕生の日の前々日)

追加免疫として、3回目の接種後おおむね1年の間隔で接種

7か月齢以上12か月齢未満:初回免疫として2回接種

(7か月の誕生の日の前日~1歳の誕生日の前々日)

追加免疫として、2回目の接種後おおむね1年の間隔で接種

1歳以上5歳未満:1回接種のみ

(1歳の誕生日の前日~5歳の誕生日の前々日)

(金沢市) O歳で発行:2歳の誕生日の前々日

1歳以上で発行:5歳の誕生日の前々日

又は平成25年3月31日の早い日まで

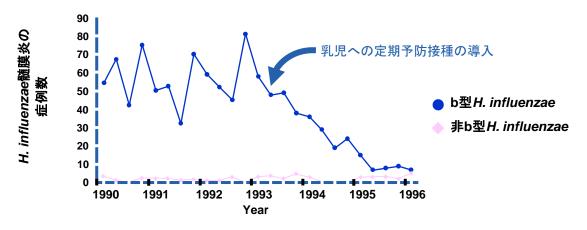
時限立法による表現?

影響

オランダにおける Hib ワクチン導入

・ 1993年4月:3、4、5、および11カ月齢の乳児への定期ワクチン接種の導入

ワクチン導入前と導入後のオランダにおける H. influenzae髄膜炎の発症数(1990~1996年)



- 全体で93.6%の有効性、2回以上の接種を受けた小児では99.4% (ワクチン群対対照群、年齢3歳以下の乳幼児n≈800,000)
- 季節変動の消失
- 高年齢時でのワクチン接種が行われていないため、集団効果は観察されなかった

Van Alphen et al. *J Pediatr*, 1997; 131(6)

小児用肺炎球菌ワクチン(行政措置)··PcV7(世界的にはPcV13)

「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」

初回免疫 27日以上の間隔で皮下に0.5ml接種(添付文書も同記載)

4週間後の同曜日以降に次回の接種可(4週後の同曜日可)

追加免疫 初回免疫の2(3)回目の接種後60日以上の間隔で1回皮下接種

日常計算の62日目から接種可(ex:8/8の60日間隔では10/10)

・2か月齢以上7か月齢未満:初回免疫として3回接種・・・・標準的な接種

(誕生の日の前日~7か月の誕生の日の前々日)

追加免疫として、3回目の接種後60日以上の間隔をあけ1歳以上で接種

- 7か月齢以上12か月齢未満: 初回免疫として2回接種

(7か月の誕生の日の前日~1歳の誕生日の前々日)

追加免疫として、2回目の接種後60日以上の間隔をあけ1歳以上で接種

- 1歳以上2歳未満:初回免疫1回接種後、追加免疫として60日以上の間隔で接種 (1歳の誕生日の前日~2歳の誕生日の前々日)
- 2歳以上5歳未満: 1回の接種のみ(2歳誕生日の前日~5歳誕生日の前々日)

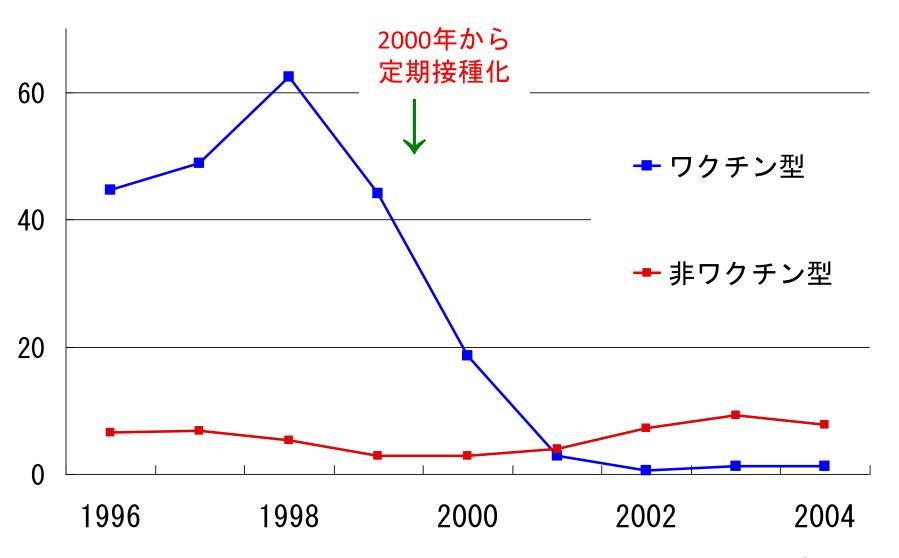
(金沢市) O歳で発行:2歳の誕生日の前々日

1歳以上で発行:5歳の誕生日の前々日

又は平成25年3月31日?の早い日まで

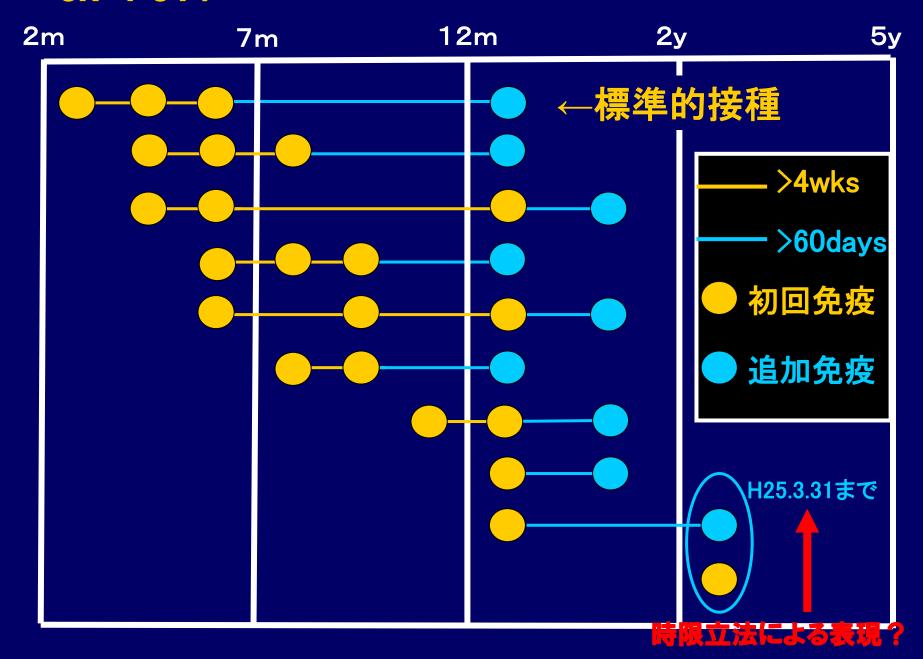
時限立法による表現?

アメリカにおけるワクチン導入後の 肺炎球菌による重症感染症の変化



Surveillance for IPD 2000-2005 Pediatr Infect Dis J. (2007) 26改変

ex PcV7



23価肺炎球菌ワクチン

対象

- 75歳以上の高齢者
- ・肺炎球菌感染症およびその合併症に対するハイリスクの慢性疾患患者 (心血管系疾患、肺疾患、糖尿病、アルコール依存症、肝硬変、髄液漏)
- ・ハイリスクの免疫不全患者
- ·HIV感染者

接種量

O.5ml 皮下ないし筋注 5年ごと接種可

高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業(金沢市)- 本年9月より-

75歳以上に助成券発送(平成25年3月31日まで)

来年度から75歳のみを対象者に予定

接種費用の内1000円(医療機関の代理受領(差額を徴収))

子宮頸がん予防ワクチン(行政措置)··HpV2/HpV4

HpV2:16,18型

HpV4:16,18,(6,11)型

子宮頸がんの60~70%の阻止?

20歳からの頸がん健診を忘れないように

接種後の失神(血管迷走神経反射)に注意

筋注。 両ワクチンの互換性はない(不明)。

对象

「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」

13歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女性。なお、 例外として、以下に該当する者についても対象者とすることができる。

- ① 12歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある女性(この場合、本事業に おける接種範囲は4学年内までとする)。
- ② 平成22年度において16歳となる日の属する年度の末日までの間にある者のうち、平成23年9月30日 までに、本事業に基づき1回目又は2回目の接種を行ったもの(平成23年度に限る。)
- ③ 平成23年度において、16歳となる日の属する年度の末日までの間にある者で、平成24年3月31日ま でに、本事業に基づき1回目又は2回目の接種を行ったもの

中学1年生の4月1日から高校1年生の女性 昨年度3月31日までに1~2回接種した高校1年生

平成25年3月31日まで 時限立法による表現?

表 1 HPVワクチンの副反応報告数(単位:例(人))^{2,3)}

	接種可能	製造販売業者からの 報告 ^{注2}	医療機	後関からの報告			
	のべ人数 (回分)	報告数(死亡報告数)	全報告数				
		報告頻度	報告頻度	うち重篤注3 (死亡報告)			
2価HPVワクチン ^{注4}	6,338,709	597 (0)	869	75 (1 26)			
H21.12発売	0,550,709	0.009% (0%)	0.013%	0.001% (0.00001%)			
4価HPVワクチン ^{注5}	530,826	19 (0)	69	7 (0)			
H23.8発売	550,620	0.004% (0%)	0.013%	0.0013% (0%)			

表2 失神関連症例の国内発現状況4)

	失神関連症例 (10万接種 あたりの発生数)	うち、意識消失のあった 症例 (10万接種あたりの 発生数)	うち, 二次被害を発現し た症例(割合)
2 価HPVワクチン H21.12発売	683例(10.78例)	476例(7.51例)	38例(10%) 247
4 価HPVワクチン H23.8発売	129例(24.3例)	91例(17.1例)	13例(14%)

¹²²製造販売業者からの副反応報告は、薬事法第77条の4の2に基づき「重篤」と判断された症例について報告されたものである。なお、製造販売業者からの報告には、医療機関から報告された症例と重複している症例が含まれている可能性がある。また、その後の調査等によって、報告対象でないことが確認され、報告が取り下げられた症例が含まれる可能性がある。

^{#3}「重篤」とは、死亡、障害、それらに繋がるおそれのあるもの、入院相当以上のものが報告対象とされているが、必ずしも重 篤でないものも「重篤」として報告されるケースがある。

¹⁴ 2 価HPVワクチンの製造販売業者からの報告は、販売開始~平成24年3月31日までの報告分、医療機関からの報告は、平成22年11月26日~平成24年3月31日までの報告分である。

²¹⁵ 4 価HPVワクチンの製造販売業者からの報告は、販売開始~平成24年3月31日までの報告分、医療機関からの報告は、平成23年9月20日~平成24年3月31日までの報告分である。

^{#6}専門家の評価の結果,ワクチン接種との直接的な明確な因果関係は認められないとされた。

²⁷接種後30分までに意識消失が発現した症例数

子宮頸がん予防ワクチン(行政措置)··HpV2/HpV4

HpV2:16,18型

HpV4:16,18,(6,11)型

子宮頸がんの60~70%の阻止?

20歳からの頸がん健診を忘れないように

接種後の失神(血管迷走神経反射)に注意

筋注。 両ワクチンの互換性はない(不明)。

对象

「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」

13歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女性。なお、 例外として、以下に該当する者についても対象者とすることができる。

- ① 12歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある女性(この場合、本事業に おける接種範囲は4学年内までとする)。
- ② 平成22年度において16歳となる日の属する年度の末日までの間にある者のうち、平成23年9月30日 までに、本事業に基づき1回目又は2回目の接種を行ったもの(平成23年度に限る。)
- ③ 平成23年度において、16歳となる日の属する年度の末日までの間にある者で、平成24年3月31日ま でに、本事業に基づき1回目又は2回目の接種を行ったもの

中学1年生の4月1日から高校1年生の女性 昨年度3月31日までに1~2回接種した高校1年生

平成25年3月31日まで 時限立法による表現?

「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」

HpV2: Oか月、1か月、6か月に接種

(接種翌月の接種日の翌々日?、6か月後の接種翌々日?)

2回目の接種:1回目より1か月から2.5ヶ月の間に接種

(接種翌月の接種日の翌々日?~翌々月の2..5ヶ月?の間)

1回目より最低4週間の間隔を置く(産婦人科医会)

3回目の接種:1回目より5~12ヶ月の間に接種

(接種5ヶ月後の接種日の翌々日?~1年後の接種翌日?の間)

2回目より最低16週間の間隔を置く(産婦人科医会)

HpV4: Oか月、2か月、6か月に接種

(接種2か月後の接種日の翌々日?、6か月後の接種翌々日?)

2回目の接種:1回目より少なくとも1か月以上で接種

(接種翌月の接種日の翌々日?から接種)

1回目より少なくとも1か月以上の間隔を置く(産婦人科医会)

3回目の接種:2回目より3ヶ月以上で接種、1回目から1年以内に終了

(接種3か月後の接種日の翌々日?から接種)

1回目から翌年の接種翌日までに終了

1回目より少なくとも3か月以上の間隔を置く(産婦人科医会)

ムンプスワクチン

「予防接種制度の見直しについて」(第二次提言) - 予防接種部会'12.05.23-予防接種法対象の疾患

接種年齡:1歳以上

2回接種が必要(日本小児科学会)

推奨接種年齡

1回目:1歳~15か月

2回目:5歳~6歳

助成(金沢市)

1歳以上~7歳未満(1歳誕生日の前日~7歳誕生日の前々):

千円:償還払い助成(1回のみ、インフルエンザと併用不可)/年、

〃 (〃)生保:全額

添付文書の「接種対象は、生後12月以上のおたふくかぜ既往歴のない者であれば性、年齢に関係なく使用できる。

ただし、生後24~60月の間に接種することが望ましい。」の文面に対する製薬会社(第一三共)からの回答

- 1:24M-60Mに付いては根拠はない。集団生活が始まる前にした方が良いだろうと言う考え方を述べたに過ぎない。
- 2:1歳からははしかや風疹のワクチンがあるのでそれを意識して、その後に接種すべきワクチンという考え方である
- 3:同時接種という考え方を今までは考慮には入れていなかった
- 4: 定期化も言われているので、添付文書の見直しは当然検討課題である。 同時接種も考慮に入れる

ムンプス診断の問題点

- ・他のウイルス(アデノV、パラインフルエンザVなど)の耳下腺炎。
- ムンプスVによる2度罹りもある。

ムンプスワクチンの問題点

2回接種必要性の広報不足 副反応発生率が高い

髄膜炎:0.04%(自然感染:0.67%)

cf Jeryl Lynn株:≦0.00012%

シーズロッド法(日本:継代法)

接種開始年齡:推奨2才(1才)

水痘ワクチン

「予防接種制度の見直しについて」(第二次提言) - 予防接種部会'12.05.23-予防接種法対象の疾患

接種年齡:1歳以上

2回接種が必要(日本小児科学会)

推奨接種年齡

1回目:12か月~1歳3ヶ月

2回目:18か月~23か月(1回目より4か月~12ヶ月)

助成(金沢市)

1歳以上~7歳未満(1歳誕生日の前日~7歳誕生日の前々):

千円:償還払い助成(1回のみ、水痘との併用は可

インフルエンザとの併用不可)/年

年度をまたげば2回助成可

〃(〃)生保:全額(接種券)・・同年度不可

水痘ワクチンの問題点

2回接種必要性の広報不足 接種しても20%が罹患(軽く経過)

ロタウイルスワクチン

「予防接種制度の見直しについて」(第二次提言) - 予防接種部会'12.05.23-検討評価中(24年度)

HRV1(ロタリックス): G1P(8)

HRV5(ロタテック): G1P(8),G2P(4),G3P(8),G4P(8),G9P(8)

経口接種:空腹時に経口接種、接種後しばらくは哺乳を控える。

接種年齡:

初回接種:6週~14週6日

HRV1(2回接種):~23週6日(4週以上あける)[添付文書]

HRV5(3回接種):~31週6日(夫々4週以上あける)[添付文書]

注意事項:

接種後7日間は腹痛・嘔吐があれば受診(腸重積に注意)

HBVワクチン(肝臓がん予防ワクチン)

***B 型肝炎母子感染防止事業を除く

「予防接種制度の見直しについて」(第二次提言) - 予防接種部会'12.05.23-予防接種法対象の疾患

世界的にはユニバーサルワクチン

接種量

10才未満:0.25ml 10歳以上:0.5ml

接種年齡

2か月以上

推奨接種年齡(日本小児科学会)

2ヶ月~3ヶ月で2回(4週の間隔で)[添付文書]

2回の接種後(20~24週の間隔をあけ)追加接種

針刺し事故・血液汚染

7日以内(なるべく早く)1回接種

HB(+):7日以内(なるべく早く)HBIGとワクチン接種ワクチンを1か月後、3-6ヶ月後に接種

ワクチン

ビームゲン:チメロサール(+)、0.25ml、0.5ml <u>ヘプタバックスⅡ:チメロサ</u>ール(ー)、0.5ml

Table 1. Characteristics of Body Fluid Samples

	Body Fluid							
Characteristic	Urine (n = 19)	Saliva (n = 38)	Tears (n = 11)	Sweat (n = 9)	Р			
Male sex, no. (%)	10 (52.6)	23 (60.5)	8 (72.7)	4 (44.4)	.29			
Age, years, median (range)	11 (1–40)	7 (1–38)	1 (0–3)	16 (8–40)	<.05ª			
HBV DNA in serum, no. (%)								
>6 log copies/ mL	14 (73.7)	32 (84.2)	11 (100)	9 (100)	.13			
Genotype C	14 (73.7)	33 (86.8)	9 (81.8)	9 (100)	.31			

^a Significant difference between urine and saliva, between urine and tears, between saliva and sweat, and between tears and sweat.

H.Komatsu et.al J Infect Dis 2012;206.478-485

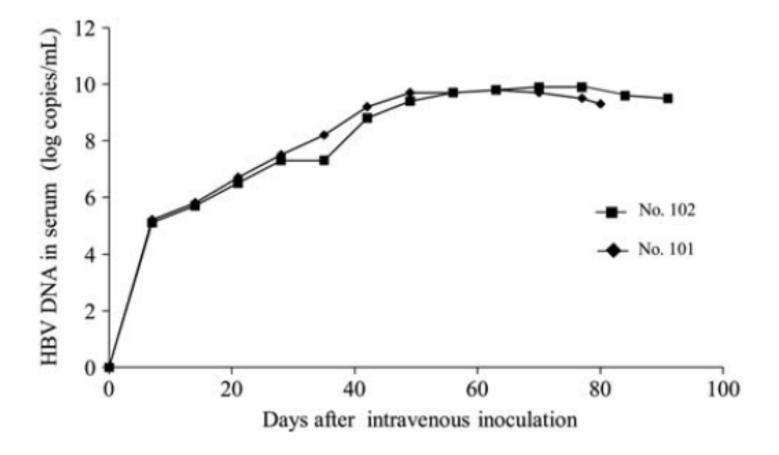


Figure 5. Hepatitis B virus (HBV) DNA levels in serum from chimeric mice after intravenous inoculation with tear specimens. The level of HBV DNA in a tear specimen collected from a girl with failure of immunoprophylaxis (HBV DNA load in serum, >9.0 log copies/mL) was 7.1 log copies/mL. After sterilization, the final concentration of HBV DNA in the tear sample was 6.1 copies/mL. One hundred microliters of the tear specimen was injected intravenously into chimeric mice.

日本小児科学会が推奨する予防接種スケジュール 2012年4月20日版 日本小児科学会



						乳児	見期				幼児	期								学童期	
ワクチン	種類	6 週 月	s 7	ja į	4 か 月	5 か 月	6-8 か月	9-11 か月	12-15 か月	16-1 7 カ ・ 月	18-23 か月	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳		10 歳以上
インフルエンザ菌 b 型 (ヒブ)	不活化	Œ) (2)	3				4 (注 1)											
肺炎球菌(PCV7)	不活化	(I) (2)	3				4												
B 型肝炎 (HBV) (注 2)	不活化	(Ī) (2)			3													00	②③ (注3)
ロタウイルス	生	(I		2) 2)	3		(注 4)														
三種混合(DPT)	不活化				2		3		4 (注 6)				(7.5 歳	まで)				
BCG	生				1)																
ポリオ	生						①			2				(7.5 歳	まで)				
麻しん、風しん (MR)	生									①					2	2)				中1、高	③④ 3 での接種 (注7)
水痘	生								①		2	(注	8)								
おたふくかぜ	生								①						2(注 8)					
日本脳炎 (注9)	不活化								•				① ②	3	(7	7.5 歳	まで)				·12 歳 : ①②③)
インフルエンザ	不活化									毎年	(10 月	、11	月なる	どに)	①、	2					13 歳より①
二種混合(DT)	不活化																				11~12 歳①
ヒトパピローマ ウイルス(HPV)	不活化																			1)23)(注10)

接種可能な期間

接種可能な期間

科学会として推奨する期間

期間

推奨期間

HAVワクチン

接種年齡(添付文書):16歳以上

15歳以下は認可されていない(15歳以下の追加承認待ち18年!)

接種量:① 1歳以上 0.5ml 筋注又は皮下接種

cf: 米国ではアジュバント入りで1歳以上で筋注接種

日本のエイムゲンはアジュバント(一)

接種法:② 初回接種より2~4週後接種[添付文書]

③ 24週後

15歳以下の接種は親の同意と医師個人の責任で接種!

幼児期任意予防接種費用助成制度(金沢市) (おたふくかぜ、水痘、インフルエンザ)

対象年齢:1歳以上~7歳未満(1歳誕生日の前日~7歳誕生日の前々日)

生活保護世帯:おたふくかぜ、水痘、インフルエンザ2回夫々助成券で全額

一般世帯:おたふくかぜand/or水痘、インフルエンザ どれか年度に1回のみ

(おたふくかぜと水痘は同一年度重複申請可)

償還払い、1回 ¥1.000

おたふくかぜ	水痘	インフルエンザ	助成額
0		申請できない	¥1.000
	0	申請できない	¥1.000
申請できない	申請できない	0	¥1.000
0	0	申請できない	¥2.000

特殊な状況下での接種

けいれん

熱性けいれん:すべて可

発熱した場合等の対策を指示

最終発作から2~3ヶ月の観察期間をおいて接種

てんかん

コントロールされている児:

最終発作から2~3ヶ月の観察期間をおいて接種

良性乳児けいれん、嘔吐下痢症にともなうけいれん:

最終発作から2~3ヶ月観察期間をおいて接種

発熱によりけいれんが誘発されやすいてんかん児:

発作時の対策(救急病院との連携等)を設定し接種

ACTH療法後:6か月おいてから接種

-予防接種ガイドライン-

ステロイド療法

不活化ワクチン

効果が限定

生ワクチン

2週以上のPred[≥2mg/Kg/dまたは≥20mg/d(≥10Kg(体重))](隔日投与も含む):

接種不可

中止後1か月間接種不可(Nelson)

2週以上のPred[<2mg/Kg/dまたは<20mg/d(>10Kg(体重))]:接種可

• 吸入、塗布、点眼・関節内投与など

接種可

-AAP・予防接種ガイドライン-

ガンマグロブリン

不活化ワクチン、経口生ワクチン及びBCG:接種可

非経口生ワクチン

通常量・輸血も含む:

3ヶ月接種不可

大量療法(川崎病·ITP等):

6か月接種不可

(感染の危険性が低ければ11ヶ月以上)

-予防接種ガイドライン-

接種後14日以内に輸血:再接種必要 -添付文書-

外科的処置

生ワクチン 予防接種後3週以上経過してから

不活化ワクチン 特に制限なし

麻酔後の予防接種

1週間以上経過していて、全身状態が安定していれば可

(聖路加国際病院、兵庫こども病院)